

施設・設備の共用に係る覚書

独立行政法人日本原子力研究開発機構と財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターが締結した「放射性廃棄物の処理、処分等の研究開発に関する協力協定書」に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター（以下「甲」という。）と財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「乙」という。）は、「地層処分規模設備整備事業における工学技術に関する研究」の施設・設備（土地、地下施設及び電気設備、給排水設備、換気設備等の付帯設備）の共用に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が、施設・設備の共用の効果的かつ効率的な推進を図るため、相互に緊密な協力を行うことを目的とする。

（協力範囲）

第2条 本覚書に基づく協力の範囲は、甲の所有する土地、地下施設及び電気設備、給排水設備、換気設備等の付帯設備（以下「付帯設備」という）の使用に関するものとする。
2 乙又は甲は、関係法令に基づき、本覚書に関して必要な許可、認可、承認等の申請に関する手続きを行うときには、当該手続きに必要な資料をお互いに提出するなどの協力をしなければならない。

（土地・施設等の貸借・使用）

第3条 乙は、次に示す土地・施設等（以下「貸借・使用物件」という。）を甲から借用・使用する。甲は、乙にこれを貸借・使用させることができるものとする。

所在地：北海道天塩郡幌延町北進432番2

施設名：甲の所有する土地、地下施設及び付帯設備

2 前項に規定する貸借・使用物件は、その貸借・使用料に係る諸費用を含め、協議の上決定するものとする。

（管理義務）

第4条 乙は、貸借・使用物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、災害等の発生防止に努める。

2 甲は、貸借・使用物件の保全、衛生、防火防犯、救護その他管理上必要がある場合は、これを点検し、乙に必要な措置を命ずることができる。

（付帯設備の使用）

第5条 甲及び乙は、付帯設備の管理・取扱いについて、協議の上決定するものとする。

2 乙が使用する電気・給排水等に係る費用の取り扱いに関しては、協議の上決定するものとする。

（産業廃棄物等）

第6条 乙は、施設・設備の使用に伴い発生する産業廃棄物・濁水等については、乙の責任において必要な処置を講ずるものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、本覚書に関して知り得た情報を相手先の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。本覚書終了後も同様とする。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）既に公知の情報であるもの
- （2）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- （3）相手先から当該情報を入手した時点で、既に保有した情報であるもの
- （4）相手先から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- （5）法令または裁判所の命令により開示を義務づけられるもの

（安全確保）

第8条 乙は、作業の安全確保に努め、設備及び人身の安全管理に責任をもって実施する。

- 2** 乙は、甲の担当部署と緊密な連携を図り安全確保に努めるものとする。
- 3** 甲は、乙に対し、安全管理に関わる必要な指導・助言を行うものとする。

（異常時の措置）

第9条 乙は、火災や人身事故等の異常事態が発生した場合は、直ちに甲に対して通報連絡を行うとともに、応急措置等、必要な措置を講じるものとする。

2 乙は前項に定める措置を講じた場合は、甲に速やかに報告するものとする。

（覚書の解除）

第10条 甲は乙が本覚書に定める義務の履行を怠った場合には、相当の猶予期間を定めて催告を行い、この催告を受けた乙が期限内にその義務を履行しないときは、甲は本覚書を直ちに解除することができるものとする。

2 前項の規定による覚書の解除により甲に損害が発生した場合は、乙はその損害に相当する金額を負担するものとする。

(諸規則の遵守)

第11条 乙は、甲所有地内における設備の整備・運転・運用等の実施に関連する甲の定める諸規則を遵守する。

(幌延町における深地層の研究に関する協定書の遵守)

第12条 本覚書を履行するに当たっては、北海道、幌延町、核燃料サイクル開発機構(現日本原子力研究開発機構)の三者で平成12年11月に締結した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するものとする。

(疑義等の解決)

第13条 本覚書の定めに疑義等が生じた場合又は定めのない事項については、甲及び乙は相互に誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

(有効期限)

第14条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了までに甲又は乙のいずれからも相手先に対して、終了の申し出のない場合にはこの有効期限は自動的に1年間延長するものとし、以後もこの例にならうものとする。

2 乙が施設・設備の使用が継続できない場合は、新たな覚書締結先に遅滞なく引き継ぐものとする。

3 乙が施設・設備の使用が継続できない場合は、甲が新たな相手先との覚書を締結するまでは本覚書が有効とする。

(施設・設備の使用完了時の措置)

第15条 乙は「地層処分実規模設備整備事業における工学技術に関する研究」が終了し今後も継続されないなど施設・設備の使用が完了する時は、貸借・使用物件を甲に返却するものとする。

2 乙は、施設・設備の使用が完了する時は、貸借・使用物件については原状回復を原則とする。具体的事項については、甲と十分協議の上、対処するものとする。

本覚書の締結の証とするため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年10月30日

甲 北海道天塩郡幌延町北進432番2
独立行政法人日本原子力研究開発機構
幌延深地層研究センター
所長 武田 精悦

乙 東京都中央区月島1丁目15番7号
パシフィックマークス月島8階
財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター
理事長 井上 毅